相続のお手続きについて

このご案内は、相続のお手続きに関して、お客様にご確認いただく事項、ご注意いただく事項、ご用意いただく必要書類等について記載しております。

相続のお手続きは、法律や判例にもとづいた適切な手続きが求められていることから、お客様にはご面倒やご不便をお掛けすることとなりますが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

１．相続手続きの流れ

お手続きの概要	お客様に「ご確認」「ご準備」いただく事項
①．相続手続前のご確認事項 ⇩	**【預金のお取引】** ・普通預金・貯蓄預金等の入金・払戻は、すべて停止となります。 ・公共料金・クレジット等の自動引落も、すべて停止となります。 ・振込（年金・給与等を含む）も、原則として停止となりますので、ご依頼人様へ連絡願います。 **【融資のお取引】** ・各種ローンのご返済についても停止となります。 ・ご融資については、別途手続きが必要となりますので、窓口にお問合せ下さい。 **【貸金庫のお取引】** ・ご登録されている代理人による貸金庫の開扉は停止となります。 ・開扉は、相続人全員の立会いとなりますが、困難な場合は、窓口にご相談下さい。 **【国債・保険・信託のお取引】** ・別途手続きが必要となりますので、窓口にお問合せ下さい。
②.「遺言書」のご確認 **「公正証書遺言」** ⇩ ⑤へ **「自筆証書遺言」** ⇩ ③へ	**【遺言書がある場合】** ・原則として「遺言書」のとおりに相続することとなります。 ・「遺言」には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があり、「自筆証書遺言」の場合は、家庭裁判所による「検認」（検認調書謄本等）、または法務局発行の「遺言書情報証明書」が必要となります。 ・「遺言執行者」が指定・選任されている場合は、原則として遺言執行者が手続きを行います。（以下は遺言執行者がいない場合です） ・「公正証書遺言」または「遺言書情報証明書」の場合は、「遺言書により指定された相続人」が手続きを行います。 ・「自筆証書遺言」で「検認」の場合は、原則として「相続人全員の同意」により手続きを行いますが、家庭裁判所で「遺言執行者」を選任いただくことで「遺言執行者」のみで手続きが可能となる場合があります。 ・指定された相続人が既に死亡している場合は、原則として、その相続分について「相続人全員の同意」による手続きが必要となります。 ・遺贈については、その内容により手続きが異なる場合がありますので、窓口にお問合せ下さい。

１．相続手続きの流れ（続き）

お手続きの概要	お客様に「ご確認」「ご準備」いただく事項
③．相続人のご確認	**【相続人の確認書類】** ・「戸籍謄本等」（戸籍全部事項証明、改製前原戸籍、除籍謄本も含みます）により「相続人」を確認します。 ・相続人を確認するための主な書類は次のとおりです。 ▶ 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本等 ▶ 相続人の戸籍抄本（現姓が除籍時と異なる場合等） ▶ 相続人が亡くなっている場合は、その方の相続人が確認できる戸籍謄本等（ ※ 代襲相続・数次相続 ）
④．遺産分割のご協議	**【遺産分割の協議方法】** ・「遺言書」がない場合は、相続人の間で「誰が相続するのか」を協議します。（遺産分割協議） ・遺産分割等の主な方法は次のとおりです。 ▶ 分割協議前に相続人全員の合意により、相続人代表者が払戻のうえ、適宜分割する場合 ▶「遺産分割協議書」等により、相続人を決める場合 ▶ 家庭裁判所における、遺産分割の「調停」または「審判」による場合
⑤．必要書類のご提出	**【ご提出いただく書類】** ・「遺言書」「遺言執行者」の有無、遺産分割の方法、代理人による手続き等によって、ご提出いただく書類が異なりますので、②から④までのご確認が完了しましたら、窓口にご連絡をお願いします。 ・窓口にて、ご提出いただく書類をご案内いたしますので、ご用意ができましたらご提出願います。 ・ご提出いただいた書類を、当金庫で確認させていただくため、お手続き完了まで３日間程度の日数をいただいております。 ※ 次ページに「２．主な必要書類について」を記載しています。
⑥．相続のお手続き	**【相続手続きの方法】** ・相続預金等については、ご解約による「払戻」（相続人のお取引口座へのお振込、または現金によるお受取り）、または相続人名義への「名義変更」（定期預金等のみ）が選択できます。 ・お手続きのために来店される方の「本人確認書類」「実印」等をご持参いただきます。（代理人によるお手続きの場合も同様です）

※「代襲相続」とは、被相続人が亡くなる前に、死亡している相続人がいる場合に、その子が相続人となることをいいます。直系の子・孫については、限りなく代襲しますが、兄弟姉妹の場合は甥・姪までとなります。

※「数次相続」とは、被相続人が亡くなった後、相続手続が未完了のままで、相続人が死亡した場合で、相続が２回以上重なっている状態をいいます。

２．主な必要書類について

相続の方法等	ご提出いただく書類	
①「遺言書」 ※「自筆証書遺言」（検認）の場合は③も必要となります ※「遺言書」の内容により不要となる書類や、追加の書類を依頼する場合があります	公正証書遺言 または 自筆証書遺言	□ 公正証書遺言の謄本（公証人役場） □ 遺言書検認調書の謄本（家庭裁判所） □ 遺言書情報証明書（法務局） □ 被相続人の死亡事実が確認できる戸籍謄本等 □ 指定された相続人の印鑑証明書（発行後６か月以内）
	遺言執行者	□ 遺言執行者の選任審判書（家庭裁判所で選任した場合） □ 遺言執行者の印鑑証明書（発行後６か月以内）
②「遺産分割協議書」	□ 遺産分割協議書 □ 相続人全員が確認できる書類（次ページ３の書類） □ 相続人全員の印鑑証明書 □ 相続される方の印鑑証明書（有効期限超の場合）	
③ 遺産分割協議前または協議書がない場合	□ 相続人全員が確認できる書類（次ページ３の書類） □ 相続人全員の印鑑証明書（発行後６か月以内）	
④ 家庭裁判所による「調停」または「審判」	調停	□ 調停調書の謄本（家庭裁判所）
	審判	□ 審判書の謄本および確定証明書（家庭裁判所）
	共通書類	□ 指定された相続人の印鑑証明書（発行後６か月以内）
⑤ 簡易手続 ※ 該当する場合は別途ご案内します	□ 被相続人の戸籍謄本等（亡くなられたことが確認できる書類） □ 相続人代表者の戸籍抄本等（相続人であることが確認できる書類） □ 相続人代表者の印鑑証明書（発行後６か月以内）または預金お届け印	
⑥ 相続人に未成年者がいる場合	▶ 親権者が代理人となる場合 □ 未成年者の戸籍謄本等（親権者であることが確認できる書類） □ 親権者の印鑑証明書（発行後６か月以内） ▶ 特別代理人が手続する場合 □ 特別代理人の選任審判書の謄本 □ 特別代理人の印鑑証明書（発行後６か月以内）	
⑦ 相続放棄者がいる場合	□ 相続放棄申述受理証明書または同通知書（家庭裁判所）	
⑧ 代理人が来店される場合	□ 代理権を確認できる書類（委任状等） 「遺産分割協議書」等により委任が確認できる場合は不要です。 □ 代理人の印鑑証明書（発行後６か月以内）	
⑨ すべての相続で共通の必要書類等	□ 相続手続依頼書（兼払戻請求書） 相続の方法によって、署名・押印する方、記入方法が異なりますので、個別に説明させていただきます。 ▶ 被相続人のお取引書類等 □ 預金通帳（　　冊）□ 預金証書（　　枚）□ キャッシュカード □ 出資証券（発行されている場合） □ 未使用の手形・小切手用紙（当座預金のお取引の場合） □ 貸金庫のカードまたは鍵 ▶ ご来店者（代理人も同様です）の書類 □ 実印　□ 本人確認書類　□ 預金通帳（お振込・ご入金の場合）	

【注意事項】ご提出書類は、原本をご提出いただき、写しをとらせていただいたあと、ご返却いたします。（一部の書類はご返却できない場合があります）

３．相続人全員が確認できる書類

相続人全員を確認するための書類については、次のいずれかをご用意ください。

戸籍謄本等	□ 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本等 □ 相続人の戸籍抄本（廃除、現姓が除籍時と異なる場合等） □ 相続人が亡くなっている場合は、その方の相続人が確認できる戸籍謄本等（代襲相続・数次相続） ※ ２ページの「相続人の確認」で使用した書類です
法定相続情報 一覧図の写し	□ 「法定相続情報一覧図の写し」（原本） 法務局に相続に関する戸籍謄本等、および「法定相続情報一覧図」を作成し提出することにより、その「一覧図」が正しいことを法務局が証明する書類を「法定相続情報一覧図の写し」（一覧図写）といいます。 「一覧図写」をご提出いただくことで、金融機関等への戸籍謄本等の提出が不要となることから、複数の金融機関等で手続きする場合は、相続人・金融機関等の双方に負担軽減のメリットがありますので、ご利用をお勧めしています。詳しくは、パンフレットをご覧下さい。 ※ 原則として原本を提出していただきます

４．相続人の確認図

下記の図を参考に、相続人となる方をご確認ください。

第１順位 ～ 直系卑属（子・孫など）
第２順位 ～ 直系尊属（父母・祖父母など）
第３順位 ～ 兄弟姉妹・甥姪
※ 配偶者は常に相続人になります

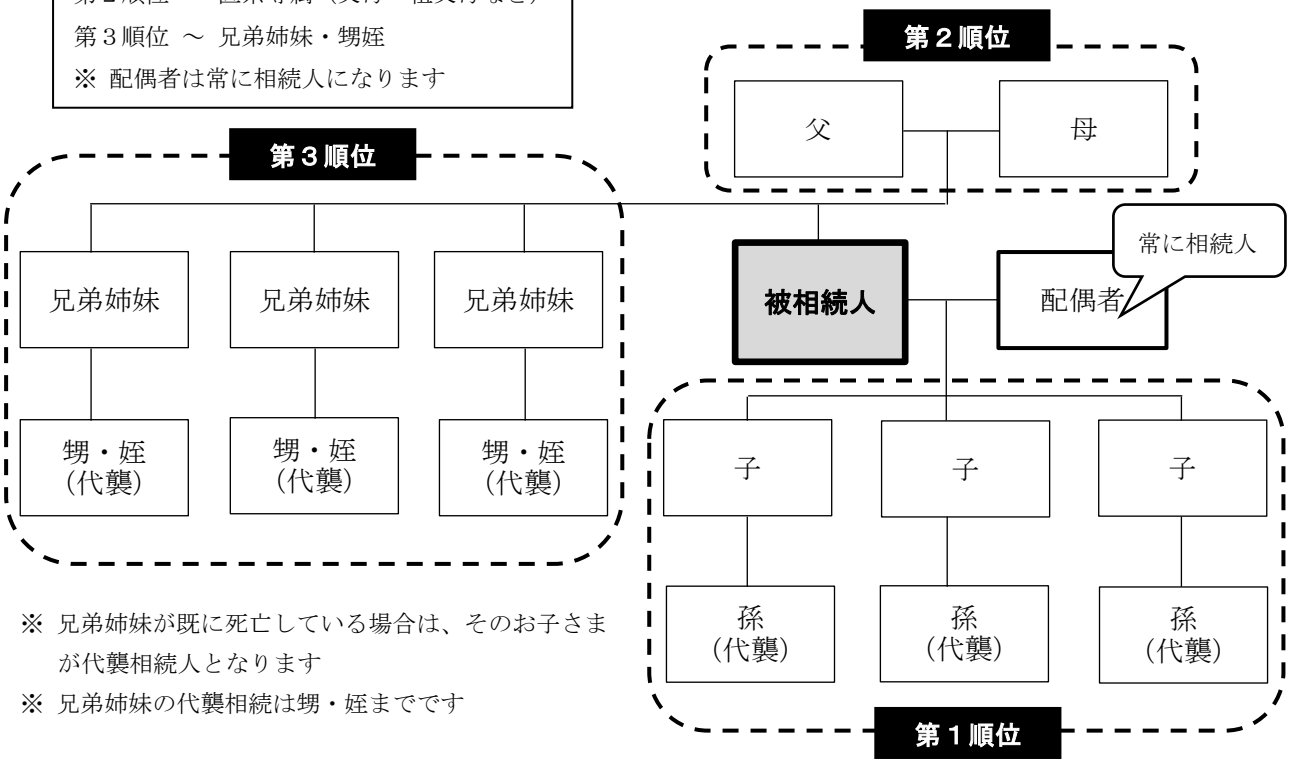

※ 兄弟姉妹が既に死亡している場合は、そのお子さまが代襲相続人となります
※ 兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までです

※ お子さまが既に死亡している場合は、そのお子さま（孫）が代襲相続人となります
※ 子の代襲相続は、孫、ひ孫と限りなく代襲します

５．仮払い制度について

相続人全員の同意がなければ預金等の払戻ができないことで、「葬儀にかかる費用」「被相続人の債務の返済」「扶養となっていた相続人の当面の生活費」が確保できない等の不都合に対応するため、令和元年７月１日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（改正相続法）が施行され、「遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定」（仮払い制度）が新設されました。

これにより、次の２種類の方法で相続人が単独で相続預金の一部について払戻（仮払い）を請求できることとなりましたので、遺産分割前において相続預金の払戻を請求される場合は、窓口にご相談いただければ、手続きについてご説明いたします。

①．家庭裁判所への申立による仮払い請求

相続人が家庭裁判所に対して「相続預金の仮分割の仮処分」を申し立て、家庭裁判所が必要と判断した場合は、家庭裁判所の審判により仮払いを請求することができます。

申し立ての流れは次のとおりです。（家庭裁判所への申し立て手続きの詳細については、各地方の家庭裁判所にお問合せください）

・相続人が家庭裁判所に「遺産分割の調停または審判」の申し立てを行う
・相続人が家庭裁判所に「相続預金の仮分割の仮処分」の申し立てを行う
・家庭裁判所において「相続預金の仮分割の仮処分」について審判される
・家庭裁判所の審判に基づき金融機関に対して仮払いの請求を行う

②．家庭裁判所の判断によらない仮払い請求

遺言がなく遺産分割協議が調っていない場合は、金融機関に対して直接、相続人が単独で仮払いを請求することもできます。この場合は、次の金額が単独で請求できる仮払い可能額となり、仮払い可能額を確認させていただくために、確認書類等の提出が必要となります。

【仮払い可能額】

仮払い可能額　＝　相続開始（死亡）時点の預金等の残高
　　×　３分の１
　　×　請求する相続人の法定相続分（割合）

※ 仮払い可能額の上限は、金融機関あたり１５０万円です
※ 相続開始（死亡）時点の預金等の残高は、死亡以降の入出金は含みません
※ 預金等の残高には「休眠預金」「出資金」「国債」等は含みません
※ 仮払い可能額に円未満の端数がある場合は四捨五入となります
※ 仮払い可能額が、仮払い請求時点の預金等の残高を超えている場合は、預金等の残高が仮払い可能額となります

【確認書類等】

・請求する相続人の法定相続分が確認できる戸籍謄本等（前記３の書類です）
・請求する相続人の印鑑証明書（発行後６か月以内）、実印、本人確認書類
・その他の書類の提出をお願いする場合があります

以　上